

## 電帳法スタート！

令和6年1月1日より電子帳簿保存法が本格スタートいたします。唯一の義務規定である電子取引について要件をまとめました。

### I 電子取引の対象となる取引

完全に電子的な取引のみで完結している取引が対象となります。具体的には Amazon、楽天などのネット通販の領収書、メールで届く請求書・領収書、スマホアプリでの決済、ネットバンキング振込時の銀行明細画面等です。

### II 電子取引の要件

要件	システム導入 【原則】	検索機能の特例	前々期の売上 5,000万円以下	前々期の売上 5,000万円超	相当の理由
①検索機能の確保	○	○※	-	-	-
②改ざん防止措置	○	○	○	○	-
③見読可能装置の備え付け	○	○	○	○	-
④ダウンロード対応	-	○	○	○	○
⑤出力書面の提示	-	-	-	○	○
⑥相当の理由	-	-	-	-	○
保存義務	電子データ	電子データ	電子データ	電子データ&紙	電子データ&紙

#### ① 検索機能

範囲検索、組み合わせ検索ができる必要があるため、基本的にはコストをかけてシステムを導入する必要があります。  
 ※下記④の要件を満たしていれば、範囲検索、組み合わせ検索の要件はありません。その場合には電子データ保存の際に**ファイル名を「日付\_金額\_相手先名」**のように登録していただくことで検索要件を満たすこととなります。

#### ② 改ざん防止措置

右のQRコードより**事務処理規定**をダウンロードし会社に備え付けていただければOKです☞



#### ③ 見読可能装置の備え付け

**PCとプリンタ**があれば十分です。スマホのみで電子取引を行っているような場合には、税務調査時に求められた際に近くのコンビニ等で印刷ができれば十分です。

#### ④ ダウンロード対応

税務調査の際に調査官からのダウンロードの求めに応じることができるよう、電子データを月別または相手先別のフォルダに保存しておきましょう。(サーバー、クラウド上への保存を推奨)

#### ⑤ 出力書面の提示等

電子データを紙で印刷し、月ごと、取引先ごとに整理して保存してください。④の電子データの保存も必須です。

#### ⑥ 相当の理由

システム等や社内のワークフローの整備が間に合わない、資金繰り、人手不足等の理由が該当します。外的要因ではなく内部事情でも該当するとのことですから、幅広い理由が該当しそうです。

### III 罰則はあるの？

会社法違反となり 100 万円以下の過料(罰金)が科せられる可能性があります。また、青色申告の取り消しや追徴課税の可能性もあります。

## 固定金利と変動金利

今回のテーマの「固定金利」と「変動金利」と聞くと、個人で借りる住宅ローンを連想される方も多いかもありません。しかし、事業性融資でも「固定金利」と「変動金利」の2種類があり、証書貸付だとどちらかを選択できる場合が多く、それを知らない経営者の方もいらっしゃるかもしれません。今回は事業性融資での「固定金利」「変動金利」を知り、広い選択肢の中で金融機関に融資相談をしていただけるよう、それぞれの概要とメリットデメリットについてご説明させていただきます。

### 【固定金利・変動金利とは】

#### ～固定金利～

固定金利は借入時に決めた利率が完済まで変わらないもので、世の中の経済情勢等に関わらず、常に一定の利率が適用されていきます。

- ・メリット … 金利が一定なので安心。世の中の金利が上昇した場合に有利。
- ・デメリット … 変動金利に比べて利率が高い。世の中の金利が下降した場合に不利。繰り上げ返済(完済)時に違約金がかかる場合がある(最近は変動金利でもかかる場合もあります)。

上記の通り、固定金利は繰り上げ返済(完済)時に違約金がかかる可能性があるのが大きなデメリットになります。違約金は返済元本に対しパーセンテージで計算されることが多い為、返済金額が大きいほどインパクトが大きくなります。固定金利を検討している場合はあらかじめ借入をする金融機関に確認をしましょう。(例：繰り上げ返済違約金が返済元本の2%で1億円繰り上げ返済した場合は200万円の違約金発生)

#### ～変動金利～

変動金利は一定の基準に従って利率が変わっていくもので、一般的には短期プライムレートやTIBORレートを基準にして利率が変動してまいります。ちなみにプライムレートとはそれぞれの金融機関で決めている、優良企業に対して資金を貸し出す際に適用する最優遇貸出金利のことで、貸出期間が1年未満なら短期プライムレート、1年以上なら長期プライムレートに分けられます。

- ・メリット … 固定金利に比べて利率が低い。世の中の金利が下降したときに金利が下がるので有利。
- ・デメリット … 金利が一定でないため不安。世の中の金利が上昇したときに金利が高くなるので不利。

### 【融資の種類と金利について】

- ・証書貸付→固定金利と変動金利で選択可能(商品によっては選択できない場合もあります)
- ・手形貸付→固定金利(返済期間が1年以内と短い為、固定金利が基本になります)
- ・当座貸越→変動金利(変動金利としている金融機関がほとんどです)

証書貸付は固定金利か変動金利で選択が可能ですが、変動金利の方が利率が低い為、金融機関担当者は変動金利で提案してくることがほとんどで、こちらから希望を出さない限り、固定金利で提案が来ることはほとんどありません。固定金利と変動金利の金利差なども金融機関によって様々ですので、比較のためにも声掛けしてみても良いかもしれません。

### 【固定金利と変動金利どちらで借りるべきなの?】

固定金利と変動金利の話になると経営者の方から、「固定資金と変動資金どちらで借りるべきなの?」と質問を受けることもあります。残念ながらどちらが正解ということは一概にはいえません。「固定金利」・「変動金利」それぞれにメリットとデメリットがあり、経営者の方の考え方によって選択が違ってきます。例えば固定金利で金利変動を無くして安心して経営をしたいという方もいれば、変動金利を選択して少しでも金利を抑えたいという方もいらっしゃいます。それぞれのメリットデメリットを天秤にかけたうえで、どちらを選択するか検討いただければ幸いです。

## 副業・兼業の導入時の注意点

人生100年時代に突入した現代において、個人の収入やキャリアデザインの側面から副業・兼業が当たり前になりつつあります。しかし、自社の従業員が複数の会社で働く場合、労働時間の把握や情報漏洩のリスク等、会社では対策をしなければならぬ事が数多くあります。今回はそんな副業・兼業における注意点を解説していきます。

### 1. なぜ今副業や兼業が増えているのか？

人生100年時代を迎え、若いうちから、自らの希望する働き方を選べる環境を作っていくことが必要であり、副業・兼業などの多様な働き方への期待が高まっています。副業・兼業は、新たな技術の開発、オープンイノベーション、起業の手段や第2の人生の準備として有効とされており、『働き方改革実行計画』（厚生労働省）において、副業・兼業の普及を図るという方向性が示されています。（『副業・兼業の促進に関するガイドライン』厚生労働省）

### 2. メリットとデメリット

副業・兼業のメリットとデメリットとしては主に以下のものが挙げられます。

	メリット	デメリット
会社側	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員の知見が広がる事でのサービス向上</li> <li>・従業員が得た新たな人脈による新戦力の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働時間の管理が煩雑</li> <li>・本業への集中力が削がれてしまう</li> <li>・秘密情報漏洩のリスク</li> </ul>
労働者側	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主体的なキャリア形成が可能</li> <li>・自己実現の追求</li> <li>・所得の増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業所へ時間の報告を行う必要があり煩雑</li> <li>・個人事業等の場合、確定申告等の行政手続きが増加</li> </ul>

### 3. 会社が注意すべき点とリスク

#### <注意すべき点>

副業・兼業を行う上で重要になるのが、労働時間の把握です。事業主は各事業所での労働時間を把握しなければなりません。

#### ▼所定労働時間

労働基準法では、1日の労働時間は、原則8時間までとされています。例えば、1日の所定労働時間が短いパートタイマーで、先に違う会社で副業をしている者を雇入れる場合、先に雇用契約を締結している副業先の所定労働時間と自社における所定労働時間の合計が1日8時間を超える場合は、後に雇用契約を締結した自社に対して、割増賃金が発生します。

#### ▼割増賃金の支払い

労働基準法第38条では「労働時間は、事業場を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用については通算する」と規定されており、複数の事業所で通算した労働時間が法定労働時間（原則1日8時間、週40時間）を超える場合は割増賃金を支払う必要があります。事業所での労働時間把握が出来ていないと、正しい給与計算が出来ず、後から未払い残業代の請求をされてしまう可能性もあります。

また、法定労働時間を超えて勤務をさせる場合については36協定の締結が必要となりますので、自社の労使協定の締結についても、今一度確認しましょう。

#### ▼健康管理

労働契約法第5条において「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。」とされています（安全配慮義務）。労働時間が過大になっている事を知りながら、健康確保措置等を事業主が何も講じていない場合、この安全配慮義務違反を問われてしまう可能性があります。

#### ▼秘密情報の漏洩リスク

従業員が会社以外の場所で就労する事で、本人の故意・過失を問わず、会社の秘密情報が漏洩してしまう可能性があります。機密保持に関する誓約書の取交し、就業規則で情報漏洩は懲戒処分の対象とする等、社員のコンプライアンスに関する意識を高めることも重要です。

副業には、雇用契約により労働者として働く場合と、個人事業主として働く場合があります。個人事業主で働く場合は所定労働時間や割増賃金についての管理は不要ですが、健康管理としての時間管理は必要となります。

### 4. 自社での必要な準備

裁判例では、労働者が労働時間以外の時間をどのように利用するかは、基本的には労働者の自由であるとされていますが、下記に該当する場合は、副業・兼業を禁止または制限することが出来る事があります。

- ① 労務提供上の支障がある場合
- ② 業務上の秘密が漏洩する場合
- ③ 競業により自社の利益が害される場合
- ④ 自社の名誉や信用を損なう行為や信頼関係を破壊する行為がある場合

副業・兼業を制限する場合、事前に自社の就業規則でその取り扱いを定めておくことが重要です。具体的には、副業・兼業については「許可制」とし、万一、就業規則の定め違反する場合には、許可を取り消すこともできるようにしておきます。

お困りごとがございましたらご相談ください。



## アトツギベンチャー思考

社長になるまでにやっておく55のこと

山野 千枝 著  
 日経BP社  
 (2023/10)

全国でベンチャー型事業承継実践する著者、アトツギ経営者 100 人、創業者の愛情深いリアルな声が記載されている実践本です！

### 【感想】

日本の高齢化の進展に伴い、経営者の高齢化も進む中で、中小企業の事業承継は、社会的な課題として認識されています。

このような中で会社を永続的に成長するためには、中小企業がこれまで培ってきた価値ある経営資源を次世代に承継していくことが重要となります。

本書は、一般社団法人 ベンチャー型事業承継 代表理事の山野さんが、事業承継分野に携わってきた 10 年間と、後継ぎ経営者 100 人の声を基に「ベンチャー型事業承継」の 55 の方法を説明しています。

「ベンチャー型事業承継」とは、「永続的な経営を目指すこと」「社会に新たな価値を生み出すこと」の2つを目的としています。同族会社の後継ぎが家業を円滑に引継ぎ、世代交代機に、先代から受け継いだ有形無形の経営資源をベースにして、新事業、業態転換、新市場参入に挑戦

するためには、どのような方法が最適か。後継ぎが会社に入社する前から事業承継に至るまでの全方位に渡るアドバイスが記載されています。

事業承継において、経営体制の変更ではなく、事業の更なる成長・発展を遂げるための転換点をお考えの方には、是非お読みいただきたい一冊となっております。

### 【以下引用】

#### ・「**知の深化**」と「**知の探索**」の両利き経営

家業の現場に入って、技術や知識を習得することだけに時間を費やしているうちに、いつの間にか見える世界はどんどん狭くなります。こうした「知の深化」とともに、自社の業界以外の世界に関心を持つ「知の探索」のために時間を意識的につくってください。

#### ・**先代の魂から生まれた無意識化のカルチャー(深い価値観)と向き合うこと**

「ロジカルに考えたら、絶対そうすべき判断」が無意識に「これは先代が決めたことだからと」制限されて、なぜだかできなかった。これは完全に無意識化にあって、自分の行動を制限する。まさに無意識の中にあるカルチャーと呼ばれるものです。

#### ・**ファミリービジネスについて思うのは、エモーショナルマネジメントが重要**

私はこの「非合理でエモいアトツギの世界」が、これからの不確実な世の中を豊かに、そしてカラフルにしていくと信じています。何よりアトツギにカラフルな人生を歩んで欲しい。そのために、心の中に引いた境界線を越えていってください。

後継ぎは「なぜ、自分はこの会社を継ぐのか。」「なぜ、存続させたいのか」「どんな価値を未来に残したいと思っているのか」を自分自身の中で、明文化することが大切です。